

## 議第78号

三島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

三島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三島市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第18条（見出しを含む。）中「臨時又は」を削り、同条中「定める基準に従い、任命権者が」を削る。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年9月5日提出

三島市長 豊岡 武士